

農業者年金が不多

一月から加入を受付

農業者のみなさんが長い間待ち望んでいた、「農業者年金基金法」が、このほど国会で成立しました。

農業者年金は、農業者の老後生活の安定、経営の返戻り、経営規模の拡大などを目的とし、社会保険と農業の近代化の両面をねらいとしたもので、国庫負担は他の公的年金よりも高率で国民年金に上

のせてあることから大変有利な制度です。

この年金を取扱っている「農業者年金基金(法人)」は、昭和四十五年十月一日に発足し、この十一月一日から、加入の受付や保険料の納付などの年金の業務を開始

二月のメモ

早春とはいえ、寒さはまだまだきびしく、季節風も強く、大陸から寒波の襲って来ることがあります。

さて、二月は雪の多い月といわれるくらい早く日がたちます。ことに進学、卒業、就職をひかえた青少年のおられる家庭では、早め準備をしておいてください。

二月はほこりの季節……冬の季節も終わりに近づくと、オーパーや雪だるまは、ほこりを吹

始めています。この「基金」は、年金の業務のほか、農地の買入れ、売買、融資などの業務もあわせて行なっています。

農業委員会と農業協同組合がそれぞれの方針で業務の一部委託され、事務を進めています。

くわくは、母体連帯経済課または農業協同組合でおたすむください。

一、どういう人が加入する

農業者年金に加入する人は、①昭和四十四年一月一日現在、十五歳以上の国民年金(定額分・所得比例制度とも)に加入している、要件をそそぐ、つぎに該当

すること(予防注射は必ず受けさ

ること、なすか大切です。進学する子に心づかい……卒業進学・就職などをひかえたお子さんのある家庭では、それぞれ準備や心構えができてい

から方せがやっています。とくに子どもの方せをとりとせしないように注意しましょう。

二、年金はいつからもらえるか

△経費移換年金……農業経営主が六十五歳になる前、第三者または後継者に経営を移換したとき

△農業者老齢年金……経営主が経営移換の有無にかかわらず、六十五歳になると支給

△退避・死亡一時金……保険料を三年以上納めた人が途中で退避したり死亡したとき、保険料納付期間に応じて一時金を支給

三、保険料は

農業者年金の保険料は、国民年金の定額分と所得比例分の加入が

二、二月の防火……月末から春の水災予防運動が始まります。この季節は、とくに火事が多いので、火災防止の危険がいっぱい

くくれくれも火の元には注意

たてまえとなつていきますから、つぎの合計したものが保険料となります。

農業者年金保険料：七百五十円
国民年金定額分保険料：

：四百五十円
国民年金所得比例分保険料：

：三百五十円
合計千五百五十円

四、離縁給付金

農業者年金に加入していない十五歳以上の経営主や専期経営主

「やめよう飲酒運転」

酒一杯が事故のもと

二月も中ごろになると、だいぶ寒さがやわらびてきます。しかし朝・晩の冷え込みはきびしいで

最近の交通事故でもやはり飲酒運転による事故が多く、寒さし

の飲酒の機会が多くなりますからハンドルを握っている間は、たと

えすすめられ、絶対に酒を飲まないという習慣を、身につけることが大切です。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」ということは、しっかりと頭に入れて、飲酒運転は絶対にしないでください。そして、つぎのことを守ってください。



校章決まる

第三小学校

今年新しく四月に開設する第三小学校(森本小字千草)の校章が、制定されました。

これは、かねてから図案を依頼していただいたので、中心を太陽として「太陽」を表わし、その中心より縦を走し「第三」を表現している。そして、羽はたく翼は本校の経歴を象徴しているものです。



酒を飲んだ人に絶対にハンドルを持たせない。
車を運転する人には絶対に酒を飲ませない。

「明るく住みよい家庭は「貯蓄」から生まれます」

貯蓄推進協議会

編集室から
向日町 広報

二月はたかむとあせわしい季節とともに、ほこりっぽい月です。寒さも下旬になると、和らぎのきり春らしくなつてきます。

十六日から春假の確定申告が始まりますが、早めにお済みしょう。